

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年8月4日（土）14：30～15：20

場所：恵庭市民会館大会議室

参加者：41名

市対応者：広中 敦（環境政策室長）・高橋 淳（同主査）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（15分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民A：ごみ袋や粗大ごみの手数料改定案については分かりました。直接搬入ごみの料金ですが、燃やせないごみは231円になるということで3倍以上になっています。新しい焼却施設が出来ると燃やせないごみは減ると思いますが、手数料が3倍以上になるという理由についてお聞かせいただければと思います。

高橋主査：今回はごみの種類毎に手数料を算定しているという特徴がございます。直接搬入ごみの燃やせないごみが大幅アップしている点についてのご質問ですが、指定袋の改定案も同様に燃やせるごみより燃やせないごみの方が上げ幅が大きくなっております。まず、燃やせるごみは新しい焼却施設の経費がかかってきますので、その分で引き上げとなっております。燃やせないごみは埋立場の経費というものが約1億9千万円かかる見込みとなっておりますが、この経費は現在かかっている経費と比べても大きくは変わりません。現在は、燃やせるごみも燃やせないごみも埋立処理を行っておりますので、2つのごみの総量でこの経費を割り返し、0あたりの単価を設定しています。これが今後は、大きくは下がらない経費を燃やせないごみの量だけで割り返すために燃やせないごみの手数料が大幅に引き上げになるというものでございます。埋立場で処理するごみ量が減るため、削減できる部分はありますので、かかる経費の見込みも3千万円ほど削減しておりますが、ごみの量に関わらずかかる経費というものも多くあるため、削減にも限界があります。そのため、ごみの量が半分になったからといって経費も半分になるということはありません。今回の手数料算定は最大限の削減策を投入して1億9千万円という経費としており、それを少ないごみ量で賄う必要があることから燃やせないごみの手数料単価が大幅な引き上げとなっているものでございます。

市民 B：焼却場がない状況の現在は、燃やせるごみも埋立していると思います。それを新しい焼却場で燃やすということはしないのですか。

高橋主査：おっしゃる通り、現状は燃やせるごみも埋立しております。埋立という処理方法の中では、ごみを入れた後は覆土とって土をかけて安定化を図るという必要性があり、現在受け入れた燃やせるごみは全て土をかけて埋めているという状況でございます。それを掘り起こして焼却施設で焼却処理するかという事になりますが、方法がないわけではありません。しかし、恵庭市においては燃やせるごみと燃やせないごみをサンドイッチ方式とって交互に地層のように順番に重ねて埋立を行い、安定化を図っております。そのため、燃やせるごみの層だけを取り出すということは、何十億という経費がかかることとなりますので、燃やせるごみを掘り起こして燃やすという予定はありません。

市民 C：盤尻の埋立地はどのぐらい持つ見込みなのですか。

高橋主査：盤尻の埋立地で現在稼働しているのが第 6 期最終処分場となり、平成 29 年度から供用開始しております。この第 6 期最終処分場が、現在の盤尻の用地の中では最後の埋立地となっており、ここが一杯になると他に埋める場所はないです。第 6 期最終処分場は平成 29 年度から 15 年という計画でございますが、この 15 年間という計画には 2020 年から焼却処理が始まって大幅にごみが減容されるという事も見込んでおります。当然その後はどうするのかという課題がありますので、現在は新しい埋立の用地を探すという検討を始めているところでございます。

市民 C：その 15 年後の見込みはあるのですか。

広中室長：市民の方が家庭から排出されたごみの処理というのは市町村に課せられた責務でもあります。現在のところ、具体的な候補地は全く決まっておりませんが、必ず新しい用地は見つけなければなりませんので、それについては恵庭市として責任を持って取り組んで参ります。

市民 C：もちろんそうですが、その見通しというか、何年頃には何をして市民の皆さんにもお伝えするという計画はあるのですか。現在の状況はどうなっているのですか。

広中室長：まず、行政で進めている検討状況については市議会へも逐次報告していきまじ、ホームページが中心になるかと思いますが市民の皆様にもお知らせしていきまじ。現在の第 6 期最終処分場は平成 29 年度から 15 年間となっておりますので、今から 14 年後には新しい処分場がなければごみを処理できないということになります。ここから逆算しますと、工事はいつから着工しなければならないというスケジュールが自ずと決まってくるので、その時期を見据えて我々も検討を進め、皆様にもお知らせしていきまじと思っております。

ります。現在は、都市計画法や農地法などの法律的な要件をクリアできる場所がどの程度あるかを把握する所から始めており、今年度に全市的な調査を行います。そのように段階的に進めておりますので、具体的な候補地選定については数年後というスケジュールで進めております。

以上